

第24回南区ふるさとふれあいフェア

ブース出店・キッチンカー出店・展示者募集要項

- 1 主催** 第24回南区ふるさとふれあいフェア実行委員会（以下、「実行委員会」）
- 2 開催日** 令和8年10月3日（土） 9時30分～15時00分（荒天中止）
- 3 会場** 浦和競馬場（さいたま市南区大谷場 1-8-42）
- 4 出店(展)内容** 飲食販売・物品販売の出店、地域活動発表などの展示（レクリエーション含む）。

		1ブースあたりの負担金 ※特別協賛者は免除※	募集 ブース数	1ブース（区画）の サイズ	出店可能数
出店（飲食販売）		15,000円	14程度	幅2.7m×奥行3.6m	2ブースまで
出店（物品販売）		12,000円	14程度		
出店(キッチンカー)		10,000円	若干数	幅3m×奥行6m	原則1台まで
展示	料金徴収あり	12,000円	12程度	幅5.4m×奥行3.6m	1ブースまで
	料金徴収なし	3,000円			

※【備品】下記備品について、実行委員会が用意いたします。

- ・特別協賛者 → 「テント（キッチンカーは除く）、吊り看板1つ、机2本、椅子4脚」
 - ・それ以外の方
（飲食・物販） → 「テント（キッチンカーは除く）、吊り看板1つ、（1ブースにつき）机1本、椅子2脚」
 - （展示） → 「テント（キッチンカーは除く）、吊り看板1つ、机2本、椅子4脚」
- 机や椅子の追加や、消火器、発電機等のその他備品の借用については、有料になります。

5 出店(展)エリア

各エリアのおおよその場所は、「会場レイアウト(案)」(HPにて情報提供)をご参照ください。
(今後変更になる場合があります。)

6 選考方法

- (1) 出店者・展示者は実行委員会が決定します。
- (2) 選考にあたっての優先順位は、以下の順となります。
- ①主催者出店(展)依頼団体（友好都市等）
 - ②協賛者(出店場所を決める際は、協賛金額の高い出店者から優先)
 - ③公共性・公益性
 - ④南区内で活動する団体・事業者
 - ⑤市内で活動する団体・事業者
 - ⑥市外で活動する団体・事業者
- (3) 応募者多数の場合は、主催者で選考（抽選等）を行います。その結果、ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※出店できない場合や、2ブースの出店を希望しても1ブースになる場合があります。
- (4) 選考結果については、8月中旬以降にお知らせいたします。

7 参加条件

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とした勧誘を行わないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

- (3) 暴力団又は暴力団員が出店申込者等の営業を支配するものではないこと。
- (4) 法人で、その役員又は主要な従事者が暴力団員ではないこと。
- (5) 令和8年8月26日(水)の代表者向け説明会に出席すること。(代表者以外の代理出席可。)
- (6) 開催時間(9時30分～15時00分)の間、販売・展示ができること。
※雨天時の出店は、各自の判断としますが、**開催時間内の途中入退場はできません。**
- (7) **ゴミは、会場のゴミ箱に捨てず、責任を持って持ち帰ること。(厳守)**
- (8) 実行委員会の会場運営及び安全上の指示に対し、真摯かつ速やかに対応できること。
※注意事項に反する迷惑行為や、指導・注意に従わない出店(展)者や当該団体については、次回以降の出店(展)等をお断りします。

8 飲食物の提供を行う場合の注意点等

- (1) 飲食店営業許可(特定の食品)をお持ちの出店者
臨時出店ではなく、飲食店営業許可(特定の食品)での出店としてください。出店決定後、令和8年8月26日(水)の代表者向け説明会までに飲食店営業許可書(特定の食品)の写しを必ず提出してください。
- (2) 飲食店営業許可(特定の食品)をお持ちでない出店者
臨時出店としての出店となります。出店にあたっては、臨時出店届の提出が必要です。なお、臨時出店届の提出は、実行委員会が一括して行います。出店決定後、令和8年8月26日(水)の代表者向け説明会までに必ず提出してください。(説明会当日提出可) **※厳守**
※期限までに提出がないときは、出店を取り消す場合があります。
- (3) キッチンカーでの出店者
出店決定後、令和8年8月26日(水)の代表者向け説明会までに飲食店営業許可書(自動車)の写しを必ず提出してください。
- (4) 現場調理を伴う飲食物の販売
安全の観点から、原則、以下の表に掲げる食品を、1出店者につき1品目提供してください。
※キッチンカーは設備によっては、複数品目の販売ができます。

提供可能な食品
(さいたま市保健所「行事に伴う臨時出店に係る取扱要領」)

分類	食品の名称(例)
煮物類	おでん、煮込み、汁物、玉こんにゃく
焼き物類	肉類の焼き物、魚介類の焼き物、焼き餅、野菜類の焼き物、焼き餃子、フランクフルト、ピザ、カステラ、焼きだんご、焼きまんじゅう、煎餅、今川焼、ホットク、ローストナッツ
揚げ物類	フライドポテト、コロッケ、揚げ餃子、揚げもんじゃ、フライ、ゼリーフライ、空揚げ、みそポテト、天ぷら、揚げドーナツ、揚げまんじゅう、カレーパン、チュロス、揚げパン、ドッグ
蒸し物・ゆで物類	野菜類の蒸し物、野菜類のゆで物、みそ田楽、蒸し餃子、水餃子、蒸しまんじゅう、蒸ししゅうまい
たこ焼き・お好み焼き類	たこ焼き、お好み焼き、もんじゃ焼き、チヂミ
麺類	ラーメン、かけそば、かけうどん、焼きそば、焼うどん
あめ類	べっこうあめ、果実あめ、カルメ焼き
ボン菓子	ボン菓子
ポップコーン	ポップコーン
かき氷	かき氷
果実チョコ	果実チョコ

※提供直前に加熱調理をする食品を提供してください。生もの(刺し身・牡蠣(中心部まで加熱したものは除く)・生野菜サラダ等)、サンドイッチ類、自家製漬物などの提供はできません。

※飲食物を調理加工して販売する場合は、必要に応じて細菌検査(便検査)を実施してください。

(写しの提出は不要)

(5) 現場調理を伴わない飲食物の販売

現場調理を伴わない場合は、複数の品目を販売いただけます。

現場調理を伴わない飲食物とは主に「包装既製品」を指します。包装既製品は、許可を得ている製造所(菓子製造業、そうざい製造業、乳製品製造業、食肉製造業等)で加工調理・包装されたものを未開封のまま販売してください。会場外(許可を受けた施設)で調理を行い販売する食品は、すべて包装し、食品表示ラベル(原材料名・製造者名、消費期限・アレルギー物質等)を表示してください。

※**現場調理をするもの1品+現場調理を伴わないもの複数品という組み合わせ販売も可。**(例：からあげ、包装品のプリンの2品)

※現場調理を伴うか否かの判断に迷う場合は、南区コミュニティ課までご相談ください。

※臨時出店者が現場調理を伴わない飲食物を販売する場合は、出店決定後提出いただく出店者リストの「提供メニュー欄」に「弁当(包装品)」など、包装品であることが分かるようにご記載ください。

※飲食店営業許可(特定の食品)をお持ちの出店者であっても、現場で調理を伴わない飲食物を販売する場合には、別途「営業届」の提出が必要となる場合があります。詳細については、保健所へご相談ください。

(6) 例外で複数品目販売できる飲食物

ドリンク(ビール、コーラ、お茶等の既製品)を注いで販売する行為は、「現場調理を行うもの」に該当しますが、**例外として複数種類のドリンクの販売が可能です。**また、「現場調理を伴う食品1品」+「複数のドリンク」+「包装された既製品」を組み合わせ販売することも可能です。

ただし、ドリンクの販売にあたっては、以下のとおり必要書類の提出が求められますので、ご注意ください。

臨時出店ででの出店者…南区コミュニティ課に「出店者リスト」と「食品の取り扱い方法(調理工程等)」の提出が必要です。(出店決定後、代表者説明会で提出)

キッチンカー、飲食店営業許可(特定の食品)での出店者…提出書類なし

(7) その他注意事項等

・現地調理を行う場合は、テントを3方囲いにすることが必須となるため、販売面側を除く左右後ろの3方向の横幕は解放しないでください。衛生管理の観点からテント外に物は置かないでください。

・**十分な手洗い設備(給水タンク・簡易排水設備・石鹸付き)の設置が必須となりますので各自で必ず用意・設置してください。ただし、タンクの容量は18リットル以上のものとします。**

・テント内で可能な調理は、「焼く」「煮る(温める)」「揚げる」「蒸す」「ゆでる」等の最後の1工程のみとなります。そのため、食材のカット・ダシをとる・串を打つなどの仕込み行為はできません。

・食品表示に従って、食品を冷蔵庫または冷凍庫で保存を行う必要があります。冷蔵、冷凍庫が準備できない場合は、氷や保冷剤を入れたクーラーボックスを活用してください。なお、温度計を設置し、常に温度が適正であるか、確認できるようにしてください。

- ・コンロや焼き器などの火気器具または発電機を使用する場合、さいたま市火災予防条例により、消火器（4型以上の粉末消火器・住宅用消火器・エアゾール式などの簡易消火器は不可）を各自で必ず用意・設置してください。
- ・開店時に、消火器が設置されていない場合には、出店することは認められません。その場合、出店負担金は返金いたしませんのでご了承ください。

9 全ての出店に関わる注意事項

(1) 会場内の搬入出経路・時間等の詳細は、8月26日の代表者向け説明会でお知らせいたします。
会場内の安全上、各企業等の搬入出車両は1台のみとなります。

※広場エリア内への搬出入について、2t車以上の車両の進入は禁止します。

- (2) 危険物やその恐れのあるもの、実行委員会が不適当と判断したもの、施設管理者(浦和競馬組合)の許可が得られないものは販売・展示できません。
- (3) 同ブース内での申込者以外の者の出店(展)はできません。
- (4) 飲食店舗については、飲食物以外の販売は原則禁止です。
- (5) 「ブース出店・キッチンカー出店・展示申込書」の、「販売又は展示品目」について、すべての品目について記入してください。なお、申込書に記載したもの以外の品目の販売はできません。
- (6) 備品のお取り扱いにご注意ください。備品が毀損した場合は、開催後に実費をご負担いただきます。

10 申込方法

「ブース出店・キッチンカー出店・展示申込書」に必要事項をご記入の上、7月10日(金)までに、実行委員会事務局へご提出ください。(メール、郵送、FAX又は持参にて)

11 中止の場合の損失補てん

雨天等により、事業が中止になった場合、負担金等の返金・補填はいたしません。
また、出店(展)者が事前に用意した食材等の費用は、実行委員会では負担しません。

12 その他

主催者は、出店(展)に際し、販売品等の管理は出店(展)者の責任とし、火災、盗難、その他一切の事故・事象の発生により生ずる損失または損害について一切責任を負いません。

また、これにより主催者に損害が生じた際は、主催者は出店(展)者に対して、その実費の賠償を請求できるものとします。

この要項に定めのない事項、疑義が生じた際は、団体と実行委員会で協議のうえ、決定するものとします。

第24回南区ふるさとふれあいフェア実行委員会 事務局(南区役所コミュニティ課内)
さいたま市南区别所 7-20-1 TEL:048(844)7130 FAX:048(844)7271
E-mail:minamiku-community@city.saitama.lg.jp